



2012年3月14日

各 位

会 社 名 マックスバリュ北海道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山尾 啓一  
(JASDAQ・コード7465)  
問合せ先 役職・氏名  
取締役経営管理本部長 平田 炎  
電 話 011-631-5192

## 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年3月14日開催の取締役会において、2012年4月20日開催予定の第51期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の内容

現 在 毎年1月31日

変更案 毎年2月末日

同決算期変更に伴い第52期は、2012年2月1日から2013年2月28日までの13ヶ月の変則決算となる予定です。

#### 2. 定款変更の目的

当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとしておりますが、当社の親会社であるイオン株式会社の事業年度の末日が毎年2月末日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、現行定款第12条（招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第41条（事業年度および決算期）、第42条（剰余金の配当）、第43条（中間配当）につき、所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けることといたします。

#### 3. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2012年4月20日

定款変更の効力発生日 2012年4月20日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>第14条～第40条 (条文省略) 第6章 計算</p> <p>(事業年度および決算期) 第41条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年間とし、毎年1月31日を決算期とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第42条 期末の剰余金の配当は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なう。</p> <p>(中間配当) 第43条 当社の中間配当の基準日は毎年7月31日とする。</p> <p>第44条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>第14条～第40条 (現行どおり) 第6章 計算</p> <p>(事業年度および決算期) 第41条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間とし、毎年2月末日を決算期とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第42条 期末の剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なう。</p> <p>(中間配当) 第43条 当社の中間配当の基準日は毎年8月31日とする。</p> <p>第44条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>第41条(事業年度および決算期)の規定にかかわらず、第52期事業年度は2012年2月1日から2013年2月28日までとする。</u> 第2条 <u>第43条(中間配当)の規定は、2012年9月1日からその効力を生じる。</u> 第3条 <u>本附則は、第52期事業年度の終了後これを削除する。</u></p>